

平成30年3月23日開催

平成29年度

第78回通常総代会議案

長野県神川沿岸土地改良区

(水土里^{みどり}ネット神川)

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第 1 号	長野県神川沿岸土地改良区理事の補欠選任について	1
議案第 2 号	平成 2 8 年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について 監査報告	2 18
議案第 3 号	平成 2 9 年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回）の専決処分の承認について	19
議案第 4 号	平成 2 9 年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について	25
議案第 5 号	平成 2 9 年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の専決処分の承認について	28
議案第 6 号	長野県神川沿岸土地改良区個人情報保護規程の全部改正(案)について	31
議案第 7 号	県営かんがい排水事業「菅平地区」に係る小水力発電施設整備事業の導入（案）について	45
議案第 8 号	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「神川左岸地区」に係る計画変更（案）について	47
議案第 9 号	平成 3 0 年度 主な事業計画（案）について	48
議案第10号	平成 3 0 年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について	49
議案第11号	平成 3 0 年度現金の預入先指定（案）について	50
議案第12号	平成 3 0 年度一般会計歳入歳出予算（案）について	51
議案第13号	平成 3 0 年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について	56
議案第14号	平成 3 0 年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について	57
議案第15号	平成 3 0 年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について	58

議案第1号

長野県神川沿岸土地改良区理事の補欠選任について

長野県神川沿岸土地改良区の理事を下記のとおり補欠選任するものとする。

平成30年3月23日 提出

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

記

役員	被選任区	被選任区域		被選任者氏名
理事	第2被選任区	上田市	殿城	ヤスダ ハジメ 安田 肇

任期 公告の日から平成33年4月28日まで

議案第2号

平成28年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について

平成28年度長野県神川沿岸土地改良区事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録は、次のとおり承認を求める。

平成30年3月23日 提出

平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市邦夫

平成28年度事業報告

第1. 地区及び組合員の状況（平成29年3月31日現在）

1. 地区面積の状況

（単位：ha）

事業別	本年度末	前年度末	比較増減	備考
かんがい排水（田）	837.9	841.9	△ 4.0	
畑地かんがい等	374.0	374.9	△ 0.9	
合計	1,211.9	1,216.8	△ 4.9	

2. 組合員の状況

（単位：人）

市別組合員	本年度末	前年度末	比較増減	備考
上田市	2,900	2,906	△ 6	
東御市	879	892	△ 13	
合計	3,779	3,798	△ 19	

第2. 事業の概要

1. 県営かんがい排水事業「菅平地区」

(1) 事業内容 菅平ダム耐震性能照査業務 施設改修設計業務

(2) 事業費内訳 28年度事業費 30,060千円 受益者分担金 3,034千円

財源内訳 市分担金 1,258千円（上田市）

市分担金 563千円（東御市）

改良区 1,213千円

2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業「神川左岸地区」

(1) 事業内容 熊久保工区管路工事 L247m（管更生Φ900）

矢沢工区 L67m（管更生Φ900）を実施

(2) 事業費内訳 28年度事業費 60,000千円 受益者分担金25% 15,000千円

財源内訳 市負担金 2,727千円（上田市 2,727千円）

市補助金 6,273千円（東御市 6,273千円）

改良区 6,000千円

3. 効果促進事業「吉田堰地区」

(1) 事業内容 吉田堰の水路改修工事、水路橋改修工事及び付帯工事（掛け口・取水口）

(2) 事業費内訳 28年度事業費 5,320千円 受益者分担金10% 532千円

財源内訳 改良区 532千円

4. 維持管理適正化事業「堀越堰畑かん地区」

(1) 事業内容 ポンプ施設改修工事（ポンプ交換 高圧受電設備交換 貯水槽改修等）

(2) 事業費内訳 28年度事業費 32,400千円 受益者分担金11.23% 3,638千円

財源内訳 改良区 3,638千円

5. 施設の維持管理

(1) 管内のかんがい施設及び左岸幹線水路外14堰の維持管理については、田植え時期の少雨による水不足の影響があったものの、ダムからの適切な放流調整により農作業への影響はほとんどなく、需要期における水不足等の問題の発生に至る事はなかった。

(2) 菅平ダムの維持管理については、菅平ダム発電管理所と水利用者との連携を取り合いながら適切な運用を図り、円滑な用水の供給が行われた。

(3) 施設の補修等については、常田堰改修工事、柵津畑かん配管工事、左岸幹線水路漏水工事、横尾堰頭首工、堀越堰頭首工管理道路復旧工事等の改修を行った。さらには八幡秋和堰、岩清水地区については県単農業基盤整備事業として補助を取り入れて整備した。また、吉田、岩門、堀越堰の頭首工堆積土砂の除去も行った。

第3. 事務等の経過

1. 総代会の開催状況

・第77回通常総代会

(1) 開催日時 平成29年3月1日 午後1時30分から

(2) 開催場所 真田中央公民館 大ホール

(3) 出席者数 現在員数77人 出席者数60人 欠席者17人 出席率78%

(4) 議事事項

議案第1号 平成27年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について

議案第2号 平成28年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回・第3回・第4回）の専決処分の承認について

議案第3号 平成28年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について

議案第4号 平成28年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について

議案第5号 長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正(案)について

議案第6号 長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部改正(案)について

議案第7号 長野県神川沿岸土地改良区処務規程の全部改正(案)について

議案第8号 長野県神川沿岸土地改良区地区除外処理規程の一部改正(案)について

議案第9号 長野県神川沿岸土地改良区会計細則の全部改正(案)について

議案第10号 平成29年度 主な事業計画（案）について

議案第11号 平成29年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

議案第12号 平成29年度現金の預入先指定（案）について

議案第13号 平成29年度一般会計歳入歳出予算（案）について

議案第14号 平成29年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第15号 平成29年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第16号 平成29年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第17号 土地改良財産の譲与申請について

議案第18号 土地改良財産の処分について

上記の18議案について審議、全議案とも原案どおり承認及び可決されました。

2. 理事会の開催状況

第1回理事会

- (1)開催日時 平成28年4月27日 午後3時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 講堂
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数10人 欠席者2人
- (4)議事事項
 - 議案第1号 平成28年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回）専決処分について
 - ・ 土地改良区体制強化計画書の策定について
 - ・ 未納賦課金の状況について
 - ・ 水利権更新手続きについて
 - ・ 総代の職務代理について

第2回理事会

- (1)開催日時 平成28年7月27日 午後1時30分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数9人 欠席者3人
- (4)議事事項
 - 議案第2号 平成27年度事業報告及び一般会計・特別会計決算について
 - 議案第3号 不納欠損処理について
 - 議案第4号 平成28年度一般会計歳入歳出補正予算(第2回)専決処分について
 - ・ 土地改良区体制強化計画について
 - ・ 平成28年度賦課金の収納状況について

第3回理事会

- (1)開催日時 平成28年12月9日 午後2時30分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3階 講堂
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数10人 欠席者2人
- (4)議事事項
 - 議案第5号 平成28年度一般会計歳入歳出補正予算(第3回)専決処分について
 - ・ 総代選挙の日程について
 - ・ 賦課金の未納状況及び催告書の配付について
 - ・ 今年度事業の進捗状況について

第4回理事会

- (1)開催日時 平成29年2月14日 午後1時30分から
- (2)開催場所 真田総合福祉センター 2階 大会議室
- (3)出席者数 現在員数12人 出席者数10人 欠席者2人
- (4)議事事項
 - 議案第6号 平成28年度一般会計補正予算（第4回）専決処分について
 - 議案第7号 平成28年度農地転用決済金特別会計補正予算(第1回)専決処分について
 - 議案第8号 平成28年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計補正予算（第1回）専決処分について

総代会議案

- 議案第1号 平成27年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
- 議案第2号 平成28年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回・第3回・第4回）の専決処分の承認について
- 議案第3号 平成28年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について
- 議案第4号 平成28年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について
- 議案第5号 長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正(案)について
- 議案第6号 長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部改正(案)について
- 議案第7号 長野県神川沿岸土地改良区処務規程の全部改正(案)について
- 議案第8号 長野県神川沿岸土地改良区地区除外処理規程の一部改正(案)について
- 議案第9号 長野県神川沿岸土地改良区会計細則の全部改正(案)について
- 議案第10号 平成29年度 主な事業計画（案）について
- 議案第11号 平成29年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について
- 議案第12号 平成29年度現金の預入先指定（案）について
- 議案第13号 平成29年度一般会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第14号 平成29年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第15号 平成29年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第16号 平成29年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第17号 土地改良財産の譲与申請について
- 議案第18号 土地改良財産の処分について
・平成28年度 第77回通常総代会について

3. 監事会の開催状況

第1回監事会

- (1)開催日時 平成28年7月14日 午後1時30分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 302会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項

平成27年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算監査について

第2回監事会

- (1)開催日時 平成28年12月9日 午後2時30分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 302会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項

平成28年度一般会計・特別会計の補正予算について

第3回監事会

- (1)開催日時 平成29年2月7日 午後1時30分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 302会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項

平成28年度事業及び一般会計・特別会計の執行状況について

4. 土地改良区関連の諸会議等

年月日	会議等及び内容	場所・会場	出席者
28. 4. 12	県営かんがい排水事業連絡調整会議	上田合同庁舎	理事長・事務局長
4. 15	土地改良区職員連絡協議会	長野県土地改良事業団体連合会	事務局長
4. 26	横尾堰現地調査	上田市真田町	事務局長
4. 27	堰組合長会議	真田地域自治センター	理事長他
5. 13	神川菅平ダム下流関係者会議	真田地域自治センター	事務局長
5. 16	上田市農政推進会議	上田市	理事長
6. 6	農業農村整備事業担当者会議	上田合同庁舎	事務局長
6. 9	監事研修会	上田合同庁舎	監事
6. 23	左岸幹線水路事業説明会	真田地域自治センター	事務局長
6. 25	上田市合併10周年記念事業	サントミュージゼ	副理事長
6. 29	県営かんがい排水事業に係る農振除外打合せ	上田市役所	理事・監事・事務局長
7. 1	農業開発公社事業推進会議	上田合同庁舎	事務局長
7. 12	長土連臨時総代会	長野県土地改良事業団体連合会	理事長
8. 9	県営かんがい排水事業に係る農振除外打合せ	真田地域自治センター	理事・事務局長
8. 17	多面的機能支払交付金制度説明会	上野が丘公民館	事務局長
9. 2	吉田堰氾濫箇所現地調査	出早	事務局長
9. 6	県議会産業委員会視察	菅平ダム	理事長・事務局長
9. 10	JAフェスティバル	上田東支所	理事長
9. 13	県営かんがい排水事業連絡調整会議	上田合同庁舎	理事長・事務局長
10. 6	河川課協議	長野県庁	事務局長
10. 19	職員連絡協議会	長野県土地改良事業団体連合会	事務局長
10. 26	菅平ダム事業実施計画協議会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
10. 27	職員研修会	千曲市	事務局
11. 10	上田市農政推進協議会	上田市役所	理事長
11. 17	長野県土地改良事業団体連合会総会	長野市	理事長
11. 25	河川許可工作物検査	左岸水路・吉田堰	事務局長
11. 28	政治要望行動	農水省	理事長
12. 7	改良区検査(地方事務所)	真田地域自治センター	理事長他
12. 8	県河川課水利権協議	県庁	事務局長
12. 9	堰組合長会議	真田地域自治センター	理事長他
12. 12	千曲川河川事務所協議	長野市	事務局長
12. 12	総代選挙に係る上田市選管協議	上田市役所	事務局長
29. 2. 15	上田市土地改良区理事長会議	上田市役所	事務局長
3. 7	総代選挙に係る上田市選管協議	上田市	理事長
3. 8	土連上小支部運営委員会	上田市	副理事長
3. 15	総代選挙に係る立候補者受付	上田市・東御市	事務局長他
3. 17	吉田堰管理組合総会	豊殿自治センター	理事長他
3. 22	総代総選挙	豊殿自治センター	理事長他
3. 23	県営かんがい排水事業連絡調整会議	上田合同庁舎	理事長・事務局長
3. 27	左岸幹線運営協議会総会	東御市	理事長他

第4. 経理の状況

1. 賦課金の納入状況

(単位：円)

	経常賦課金	特別賦課金	合計	備考
賦課額	12,126,420	22,123,227	34,249,647	
納入済額	11,876,490	21,826,557	33,703,047	
未納額	249,930	296,670	546,600	
徴収率 (%)	97.9	98.7	98.4	

2. 農地転用取扱状況 (平成28年4月1日から平成29年3月31日)

受理件数	71件	
転用面積	4.91ha	田 3.80ha
		畑 1.11ha
決済金	2,434千円	

平成28年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	金	119,766,067 円
歳出決算額	金	99,088,428 円
次期繰越額	金	20,677,639 円

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算額に対しての増額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
1. 組合費	33,337,000	33,703,047	△ 366,047	
2. 補助金	22,048,000	22,400,000	△ 352,000	
3. 繰入金	4,781,000	4,781,000	0	
4. 雑収入	4,406,000	4,582,042	△ 176,042	
5. 過年度収入	100,000	120,410	△ 20,410	
6. 交付金	37,512,000	37,512,000	0	
7. 繰越金	8,588,000	16,667,568	△ 8,079,568	
歳 入 合 計	110,772,000	119,766,067	△ 8,994,067	

2. 歳出の部

差異欄は予算額に対しての不用額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
1. 事務費	13,499,000	12,512,769	986,231	
2. 選挙費	1,838,000	292,828	1,545,172	
3. 事務所費	230,000	200,303	29,697	
4. 財産費	2,725,000	2,724,223	777	
5. 区債及び借入金	7,267,000	7,266,197	803	
6. 負担金及び分担金	25,995,000	18,031,856	7,963,144	
7. 維持管理費	57,565,000	57,541,962	23,038	
8. 諸支出金	653,000	518,290	134,710	
9. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計	110,772,000	99,088,428	11,683,572	

歳入歳出計算書

1. 歳入の部

(単位：円)

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
		当初予算額	補 正 額	計			
1.	組合費	33,337,000		33,337,000	33,703,047	△ 366,047	
	1. 賦課金	33,337,000		33,337,000	33,703,047	△ 366,047	10 a /1,000円 ダム費1,000円 左岸600円 吉田堰300円 償還負担分7,266,197円
	1. 経常賦課金	11,750,000		11,750,000	11,876,490	△ 126,490	
	2. 特別賦課金	21,587,000		21,587,000	21,826,557	△ 239,557	
2.	補助金	69,335,000	△ 47,287,000	22,048,000	22,400,000	△ 352,000	
	1. 補助金	69,335,000	△ 47,287,000	22,048,000	22,400,000	△ 352,000	
	1. 県補助金	30,176,000	△ 25,216,000	4,960,000	5,048,000	△ 88,000	
	2. 市経常補助金	3,171,000	0	3,171,000	3,171,000	0	上田市 2,051千円 東御市 1,120千円
	3. 市事業補助金	35,988,000	△ 22,071,000	13,917,000	14,181,000	△ 264,000	上田市 7,337千円 東御市 6,844千円
3.	繰入金	8,075,000	△ 3,294,000	4,781,000	4,781,000	0	
	1. 繰入金	8,075,000	△ 3,294,000	4,781,000	4,781,000	0	
	1. 農地転用決済金 会計繰入金	8,075,000	△ 4,294,000	3,781,000	3,781,000	0	
	2. 左岸幹線 繰入金	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
4.	雑収入	3,946,000	460,000	4,406,000	4,582,042	△ 176,042	
	1. 雑収入	3,946,000	460,000	4,406,000	4,582,042	△ 176,042	
	1. 加入金	1,000		1,000	0	1,000	
	2. 預金利子	1,000		1,000	4	996	
	3. 賦課金督促手数料 及び延滞金	50,000		50,000	105,738	△ 55,738	
	4. その他収入	3,894,000	460,000	4,354,000	4,476,300	△ 122,300	水路敷占有料他
5.	過年度収入	100,000	0	100,000	120,410	△ 20,410	
	1. 未収賦課金	100,000	0	100,000	120,410	△ 20,410	
	1. 22年度賦課金	10,000		10,000	0	10,000	
	2. 23年度賦課金	10,000		10,000	3,990	6,010	
	3. 24年度賦課金	10,000		10,000	10,390	△ 390	
	4. 25年度賦課金	10,000		10,000	15,760	△ 5,760	
	5. 26年度賦課金	10,000		10,000	45,990	△ 35,990	
	6. 27年度賦課金	50,000		50,000	44,280	5,720	
6.	交付金	8,352,000	29,160,000	37,512,000	37,512,000	0	
	1. 県交付金	8,352,000	29,160,000	37,512,000	37,512,000	0	
	1. 水門管理交付金	8,352,000		8,352,000	8,352,000	0	県企業局
	2. 維持管理適正化 事業交付金	0	29,160,000	29,160,000	29,160,000	0	
7.	繰越金	7,835,000	753,000	8,588,000	16,667,568	△ 8,079,568	
	1. 繰越金	7,835,000	753,000	8,588,000	16,667,568	△ 8,079,568	
	1. 繰越金	7,835,000	753,000	8,588,000	16,667,568	△ 8,079,568	
歳 入 合 計		130,980,000	△ 20,208,000	110,772,000	119,766,067	△ 8,994,067	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正流用額	計			
	1. 事務費	13,499,000	0	13,499,000	12,512,769	986,231	
	1. 事務費	11,701,000	0	11,701,000	10,936,521	764,479	
	1. 役員報酬	1,060,000		1,060,000	1,060,000	0	理事・監事15人
	2. 給与及び賃金	6,300,000		6,300,000	6,157,150	142,850	職員3人
	3. 旅 費	50,000		50,000	11,340	38,660	理事長・職員
	4. 諸手当	1,080,000		1,080,000	1,022,820	57,180	職員3人
	5. 総代手当	486,000		486,000	486,000	0	総代81人（代理含む）
	6. 実費弁償費	450,000		450,000	412,000	38,000	理事・監事・堰組合長
	7. 備品費	440,000		440,000	366,120	73,880	
	8. 消耗品費	100,000		100,000	91,090	8,910	
	9. 印刷費	400,000		400,000	302,940	97,060	封筒・区報
	10. 通信運搬費	300,000		300,000	253,469	46,531	郵送料・電話料外
	11. 理事長交際費	60,000		60,000	16,000	44,000	慶弔費
	12. 役員会議費	50,000		50,000	7,206	42,794	
	13. 食糧費	20,000		20,000	7,206	12,794	
	14. 情報宣伝費	20,000		20,000	4,000	16,000	
	15. 研修及び厚生費	50,000		50,000	34,896	15,104	
	16. 委託料	435,000		435,000	432,000	3,000	
	17. 雑 費	350,000		350,000	252,995	97,005	コピー機レンタル料
	18. 燃料費	50,000		50,000	19,289	30,711	
	2. 諸 費	1,300,000	0	1,300,000	1,288,224	11,776	
	1. 年金及び保険料	1,300,000		1,300,000	1,288,224	11,776	職員3人
	3. 総代会費	498,000	0	498,000	288,024	209,976	
	1. 会議費	5,000		5,000	0	5,000	
	2. 実費弁償費	203,000		203,000	160,000	43,000	総代会 3/1
	3. 消耗品費	20,000		20,000	17,240	2,760	
	4. 印刷費	200,000		200,000	92,880	107,120	総代会議案集
	5. 通信運搬費	50,000		50,000	9,200	40,800	
	6. 雑 費	20,000		20,000	8,704	11,296	

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正流用額	計			
2.	選挙費	1,838,000	0	1,838,000	292,828	1,545,172	総代選挙(無投票)
	1. 総代選挙費	1,838,000	0	1,838,000	292,828	1,545,172	
	1. 報酬	502,000		502,000	168,350	333,650	
	2. 職員手当	1,020,000		1,020,000	0	1,020,000	
	3. 旅 費	1,000		1,000	0	1,000	
	4. 需用費	55,000		55,000	47,018	7,982	
	5. 役務費	240,000		240,000	77,460	162,540	
	6. 使用料及び賃借料	20,000		20,000	0	20,000	
3.	事務所費	230,000	0	230,000	200,303	29,697	
	1. 管理費	230,000	0	230,000	200,303	29,697	
	1. 賃借料	10,000		10,000	0	10,000	
	2. 修繕料	20,000		20,000	2,592	17,408	
	3. 光熱費	200,000		200,000	197,711	2,289	事務所経費
4.	財産費	52,000	2,673,000	2,725,000	2,724,223	777	
	1. 退職給与金繰出金	50,000	0	50,000	50,000	0	
	1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
	2. 維持管理費繰出金	2,000	2,673,000	2,675,000	2,674,223	777	
	1. 左岸幹線繰出金	1,000	2,099,000	2,100,000	2,099,303	697	
	2. 吉田堰繰出金	1,000	574,000	575,000	574,920	80	
5.	区債及び借入金	7,267,000	0	7,267,000	7,266,197	803	
	1. 農林漁業資金	7,267,000	0	7,267,000	7,266,197	803	
	1. 和地区 借入金元利償還金	7,267,000		7,267,000	7,266,197	803	日本政策金融公庫
	2. 農業施設資金	0	0	0	0	0	
	2. 和地区 借入金元利償還金	0		0	0	0	
6.	負担金及び分担金	48,426,000	△ 22,431,000	25,995,000	18,031,856	7,963,144	
	1. 負担金	90,000	0	90,000	76,000	14,000	
	1. 諸負担金	90,000		90,000	76,000	14,000	長土連
	2. 分担金	48,336,000	△ 22,431,000	25,905,000	17,955,856	7,949,144	
	1. 事業分担金	48,336,000	△ 22,431,000	25,905,000	17,955,856	7,949,144	ｽﾏﾈ事業県分担金他

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正流用額	計			
	7. 維持管理費	58,255,000	△ 690,000	57,565,000	57,541,962	23,038	
	1. 管理費	54,655,000	△ 6,720,000	47,935,000	47,914,362	20,638	
	1. 菅平ダム 管理費負担金	11,288,000	△ 2,758,000	8,530,000	8,529,136	864	県企業局
	2. 水門管理費	4,036,000		4,036,000	4,029,500	6,500	各堰組合等
	3. 水路等補修費	3,000,000	△ 2,333,000	667,000	666,730	270	左岸・吉田・堀越他
	4. 管理指導事業 拠出金	1,000		1,000	0	1,000	
	5. 工事請負費	36,200,000	△ 1,629,000	34,571,000	34,570,800	200	八幡秋和・岩門・常田堰等
	6. 消耗品費	100,000		100,000	97,356	2,644	
	7. 役務費	30,000		30,000	20,840	9,160	
	2. 委託料	3,600,000	6,030,000	9,630,000	9,627,600	2,400	菅平ダム調査他
	1. 委託料	3,600,000	6,030,000	9,630,000	9,627,600	2,400	
	8. 諸支出金	413,000	240,000	653,000	518,290	134,710	
	1. 手数料	210,000	0	210,000	148,760	61,240	
	1. 賦課金徴収手数料	210,000		210,000	148,760	61,240	金融機関・総代他
	2. 雑支出金	203,000	240,000	443,000	369,530	73,470	
	1. 事業推進費	100,000	240,000	340,000	316,156	23,844	
	2. 賦課金徴収促進費	63,000		63,000	38,448	24,552	
	3. 雑支出	40,000		40,000	14,926	25,074	
	9. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	
	1. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	
	1. 予備費	1,000,000		1,000,000		1,000,000	
	歳 出 合 計	130,980,000	△ 20,208,000	110,772,000	99,088,428	11,683,572	

平成28年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(農地転用決済金特別会計)

歳入決算額 金 77,506,915 円

歳出決算額 金 3,782,296 円

次期繰越額 金 73,724,619 円

歳入歳出計算書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対する増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 決済金			1,000,000		1,000,000	2,433,800	△ 1,433,800	
	1.	決済金	1,000,000		1,000,000	2,433,800	△ 1,433,800	71件・4.91ha
		1. 農地転用決済金	1,000,000		1,000,000	2,433,800	△ 1,433,800	
2. 雑収入			50,000		50,000	11,529	38,471	
	1.	雑収入	50,000		50,000	11,529	38,471	
		1. 預金利子その他	50,000		50,000	11,529	38,471	
3. 繰越金			74,000,000		74,000,000	75,061,586	△ 1,061,586	
	1.	繰越金	74,000,000		74,000,000	75,061,586	△ 1,061,586	
		1. 前年度繰越金	74,000,000		74,000,000	75,061,586	△ 1,061,586	
歳 入 合 計			75,050,000		75,050,000	77,506,915	△ 2,456,915	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対するの不用額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			8,075,000	△ 4,294,000	3,781,000	3,781,000	0	
	1.	繰出金	8,075,000	△ 4,294,000	3,781,000	3,781,000	0	
		1. 一般会計繰出金	8,075,000	△ 4,294,000	3,781,000	3,781,000	0	
2. 予備費			66,975,000	4,294,000	71,269,000	1,296	71,267,704	
	1.	予備費	66,975,000	4,294,000	71,269,000	1,296	71,267,704	
		1. 予備費	66,975,000	4,294,000	71,269,000	1,296	71,267,704	
歳 出 合 計			75,050,000	0	75,050,000	3,782,296	71,267,704	

平成28年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(職 員 退 職 給 与 金 特 別 会 計)

歳入決算額	金	550,383 円
歳出決算額	金	0 円
<hr/>		
次期繰越額	金	550,383 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対する増額（単位：円）

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正額	計			
	1. 繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
	1. 繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
	1. 一般会計繰入金	50,000		50,000	50,000	0	毎年度同額
	2. 繰越金	500,000		500,000	500,383	△ 383	
	1. 繰越金	500,000		500,000	500,383	△ 383	
	1. 前年度繰越金	500,000		500,000	500,383	△ 383	
	歳 入 合 計	550,000		550,000	550,383	△ 383	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対するの不用額（単位：円）

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正額	計			
	1. 退職給与金	550,000		550,000	0	550,000	
	1. 退職給与金	550,000		550,000	0	550,000	
	1. 職員退職給与金	550,000		550,000	0	550,000	
	歳 出 合 計	550,000		550,000	0	550,000	

平成28年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書
 (左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計)

歳入決算額	金	6,212,509 円
歳出決算額	金	1,000,000 円
次期繰越額	金	5,212,509 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰入金			1,920,000	753,000	2,673,000	2,674,223	△ 1,223	
	1. 繰入金		1,920,000	753,000	2,673,000	2,674,223	△ 1,223	
		1. 左岸幹線水路	1,200,000	899,000	2,099,000	2,099,303	△ 303	
		2. 吉田堰	720,000	△ 146,000	574,000	574,920	△ 920	
2. 繰越金			1,420,000	2,118,000	3,538,000	3,538,286	△ 286	
	1. 繰越金		1,420,000	2,118,000	3,538,000	3,538,286	△ 286	
		1. 左岸幹線水路	1,060,000	1,237,000	2,297,000	2,297,245	△ 245	
		2. 吉田堰	360,000	881,000	1,241,000	1,241,041	△ 41	
歳 入 合 計			3,340,000	2,871,000	6,211,000	6,212,509	△ 1,509	

2. 歳出の部

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			0	0	0	0	0	
	1. 繰出金		0	0	0	0	0	
		1. 左岸幹線水路	0	0	0	0	0	
		2. 吉田堰	0	0	0	0	0	
2. 維持管理費			3,340,000	2,871,000	6,211,000	1,000,000	5,211,000	
	1. 管理費		3,340,000	2,871,000	6,211,000	1,000,000	5,211,000	
		1. 左岸幹線水路	2,260,000	2,136,000	4,396,000	1,000,000	3,396,000	
		2. 吉田堰	1,080,000	735,000	1,815,000	0	1,815,000	
歳 出 合 計			3,340,000	2,871,000	6,211,000	1,000,000	5,211,000	

平成28年度 財産目録

平成29年3月31日現在 「平成29年5月31日調製」 単位：円

資 産			負 債		
摘 要	金 額		摘 要	金 額	
1. 流動資産		22,537,889	1. 長期負債		17,978,168
(1) 現金及び預金	20,687,639		(1) 農林漁業資金 (日本政策金融公庫)	17,978,168	
一般会計	20,687,639				
現金	10,000		平成5年度(和地区)	2,612,703	
預金(農協他)	20,677,639		平成6年度(和地区)	1,671,467	
			平成7年度(和地区)	4,832,943	
(2) 未収賦課金	1,850,250		平成8年度(和地区)	2,561,990	
平成24年度	301,240		平成9年度(和地区)	3,404,832	
平成25年度	323,440		平成10年度(和地区)	1,132,388	
平成26年度	327,080		平成10年度(和地区)	1,761,845	
平成27年度	351,890				
平成28年度	546,600		2. 流動負債		0
			(1) 流動負債	0	
2. 特定資産		79,487,511			
農地転用決済金	73,724,619		3. 固定負債		79,487,511
預金(農協他)	73,724,619		(1) 農地転用決済金	73,724,619	
職員退職給与金	550,383		(2) 職員退職給与金	550,383	
預金(農協)	550,383		(3) 水門維持管理費積立金	5,212,509	
水門維持管理費積立金	5,212,509				
預金(農協)	5,212,509				
3. 出資金		1,000			
(1) 信州うえだ農協	1,000				
4. 固定資産		641,167			
(1) 備品	641,167				
公用車	190,234				
机・いす 6点	1,500				
書棚 20点	3,000				
応接セット	6,500				
事務機(パソコン外)	439,933				
資産合計		102,667,567	負債合計		103,559,003

監 査 報 告 書

長野県神川沿岸土地改良区定款第21条の規定により、平成29年7月14日に平成28年度長野県神川沿岸土地改良区の一般会計及び特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）の歳入歳出決算並びに業務運営・事業報告・財産目録・証拠書類等について、また、平成30年2月2日に平成29年度の予算の執行状況並びに事業計画の進捗状況、懸案事項の処理状況等について監査をいたしましたところ正確、適切に処理されていることを認めましたので、本日の総会にあたり報告致します。

平成30年 3月23日

長野県神川沿岸土地改良区

総括監事 池 田 恵 一 ⑩

監 事 清 水 忠 ⑩

監 事 田 中 喜美夫 ⑩

議案第 3 号

平成 29 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回・第 2 回）の専決処分の承認について

平成 29 年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出補正予算（第 1 回・第 2 回）は次のとおり承認を求める。

平成 30 年 3 月 23 日 提 出
平成 30 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

平成29年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出
補正予算（第1回）

平成29年12月15日 専決

歳入既定予算額	82,736	千円
補正予算額	200	千円
合計	82,936	千円
歳出既定予算額	82,736	千円
補正予算額	200	千円
合計	82,936	千円
歳入歳出差し引き合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第1回）総括表

1. 歳入の部

(単位：千円)

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 組合費	33,247		33,247	
2. 補助金	27,046		27,046	
3. 繰入金	6,500		6,500	
4. 雑収入	737	100	837	
5. 過年度収入	100		100	
6. 交付金	8,688		8,688	
7. 繰越金	6,418	100	6,518	
歳入合計	82,736	200	82,936	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 事務費	13,646	200	13,846	
2. 選挙費	6		6	
3. 事務所費	330		330	
4. 財産費	52		52	
5. 区債及び借入金	7,267		7,267	
6. 負担金及び分担金	25,229		25,229	
7. 維持管理費	34,793		34,793	
8. 諸支出金	413		413	
9. 予備費	1,000		1,000	
歳出合計	82,736	200	82,936	

歳入歳出補正予算（第1回）説明書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		予 算 現 額			附 記
款	項 目	議決予算額	補正額	計	
4. 雑収入		737	100	837	
	1. 雑収入	737	100	837	
	3. 賦課金督促手数料及び延滞金	50	100	150	
7. 繰越金		6,418	100	6,518	
	1. 繰越金	6,418	100	6,518	
歳 入 合 計		82,736	200	82,936	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		予 算 現 額			附 記
款	項 目	議決予算額	補正額	計	
1. 事務費		13,646	200	13,846	
	1. 事務費	11,626	200	11,826	
	6. 実費弁償費	450	200	650	賦課金徴収及び初任者研修
歳 出 合 計		82,736	200	82,936	

平成29年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出
補正予算（第2回）

平成30年2月9日 専決

歳入既定予算額	82,936	千円
補正予算額	1,699	千円
合計	84,635	千円
歳出既定予算額	82,936	千円
補正予算額	1,699	千円
合計	84,635	千円
歳入歳出差し引き合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第2回）総括表

1. 歳入の部

(単位：千円)

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 組合費	33,247		33,247	
2. 補助金	27,046	△ 1,902	25,144	
3. 繰入金	6,500	400	6,900	
4. 雑収入	837		837	
5. 過年度収入	100		100	
6. 交付金	8,688		8,688	
7. 繰越金	6,518	3,201	9,719	
歳入合計	82,936	1,699	84,635	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 事務費	13,846		13,846	
2. 選挙費	6		6	
3. 事務所費	330		330	
4. 財産費	52	2,779	2,831	
5. 区債及び借入金	7,267		7,267	
6. 負担金及び分担金	25,229		25,229	
7. 維持管理費	34,793	△ 1,080	33,713	
8. 諸支出金	413		413	
9. 予備費	1,000		1,000	
歳出合計	82,936	1,699	84,635	

歳入歳出補正予算（第2回）説明書

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目		予 算 現 額			附 記
款 項	目	議決予算額	補正額	計	
2. 補助金		27,046	△ 1,902	25,144	
1. 補助金		27,046	△ 1,902	25,144	
1. 県補助金		6,500	△ 1,170	5,330	県単農業農村基盤整備事業
2. 市経常補助金		3,157		3,157	
3. 市事業補助金		17,389	△ 732	16,657	
3. 繰入金		6,500	400	6,900	
1. 繰入金		6,500	400	6,900	
1. 農地転用決済金 会計繰入金		6,500		6,500	
2. 左岸幹線水路管理 組合繰入金		0	400	400	ストマネ事業負担金 積立金会計から
3. 吉田堰管理組合 繰入金		0		0	
7. 繰越金		6,518	3,201	9,719	
1. 繰越金		6,518	3,201	9,719	
歳 入 合 計		82,936	1,699	84,635	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		予 算 現 額			附 記
款	項 目	議決予算額	補正額	計	
	4. 財産費	52	2,779	2,831	
	1. 退職給与金繰出金	50		50	
	1. 退職給与金繰出金	50		50	
	2. 維持管理費繰出金	2	2,600	2,602	
	1. 左岸幹線繰出金	1	1,931	1,932	H29精算額 1,931,910円
	2. 吉田堰繰出金	1	669	670	H29精算額 669,830円
	3. 転用決済金繰出金	0	179	179	
	1. 転用決済金繰出金	0	179	179	特別賦課金のダム管理費負担金の上回り分精算
	7. 維持管理費	34,793	△ 1,080	33,713	
	1. 管理費	29,123	△ 1,080	28,043	
	1. 菅平ダム 管理費負担金	12,673		12,673	
	2. 水門管理費	4,040		4,040	
	3. 水路等補修費	3,000	△ 2,000	1,000	
	4. 管理指導事業拠出金	0		0	
	5. 工事請負費	9,280	920	10,200	県単八幡秋和堰増工
	6. 消耗品費	100		100	
	7. 役務費	30		30	
	2. 委託料	5,670		5,670	
	1. 委託料	5,670		5,670	
	歳 出 合 計	82,936	1,699	84,635	

議案第 4 号

平成 2 9 年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算
(第 1 回) の専決処分の承認について

平成 2 9 年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算(第 1 回)は、
次のとおり承認を求める。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日 提 出
平成 3 0 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

平成29年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）

平成30年2月9日 専決

歳入既定予算額	71,030	千円
補正予算額	178	千円
合計	71,208	千円
歳出既定予算額	71,030	千円
補正予算額	178	千円
合計	71,208	千円
歳入歳出差引合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第1回）総括表

1. 歳入の部

(単位：千円)

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 決済金	1,000	0	1,000	
2. 繰入金	0	178	178	
3. 雑収入	30	0	30	
4. 繰越金	70,000	0	70,000	
歳入合計	71,030	178	71,208	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 繰出金	6,500	0	6,500	
2. 予備費	64,530	178	64,708	
歳出合計	71,030	178	71,208	

歳入歳出補正予算（第1回）説明書

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
	1.	決済金	1,000		1,000	
		1. 決済金	1,000		1,000	
		1. 農地転用決済金	1,000		1,000	
	2.	繰入金	0	178	178	
		1. 繰入金	0	178	178	
		1. 一般会計繰入金	0	178	178	菅平ダム特別賦課金と菅平ダム管理費負担金との差額
	3.	雑収入	30		30	
		1. 雑収入	30		30	
		1. 預金利子他	30		30	
	4.	繰越金	70,000		70,000	
		1. 繰越金	70,000		70,000	
		1. 前年度繰越金	70,000		70,000	
		歳 入 合 計	71,030	178	71,208	

2. 歳出の部

（単位：千円）

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
	1.	繰出金	6,500		6,500	
		1. 繰出金	6,500		6,500	
		1. 一般会計繰出金	6,500		6,500	
	2.	予備費	64,530	178	64,708	
		1. 予備費	64,530	178	64,708	
		1. 予備費	64,530	178	64,708	
		歳 出 合 計	71,030	178	71,208	

議案第 5 号

平成 29 年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費
積立金特別会計歳入歳出補正予算（第 1 回）の専決処分の
承認について

平成 29 年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別
会計歳入歳出補正予算（第 1 回）は、次のとおり承認を求める。

平成 30 年 3 月 23 日 提 出
平成 30 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

平成29年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金
特別会計歳入歳出補正予算（第1回）

平成30年2月9日 専決

歳入既定予算額	3,820	千円
補正予算額	3,991	千円
合計	7,811	千円
歳出既定予算額	3,820	千円
補正予算額	3,991	千円
合計	7,811	千円
歳入歳出差引合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第1回）総括表

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 繰入金	2,320	280	2,600	
2. 繰越金	1,500	3,711	5,211	
歳入合計	3,820	3,991	7,811	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 現 額			附 記
	議決予算額	補正予算額	計	
1. 繰出金	0	400	400	
2. 維持管理費	3,820	3,591	7,411	
歳出合計	3,820	3,991	7,811	

歳入歳出補正予算（第1回）説明書

1. 歳入の部

（単位：千円）

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
1. 繰入金			2,320	280	2,600	
1. 繰入金			2,320	280	2,600	
1. 一般会計繰入金左岸			1,800	131	1,931	H29精算額 1,931,910円
2. 一般会計繰入金吉田			520	149	669	H29精算額 669,830円
2. 繰越金			1,500	3,711	5,211	
1. 繰越金			1,500	3,711	5,211	
1. 前年度繰越金 左岸			1,100	2,296	3,396	
2. 前年度繰越金 吉田			400	1,415	1,815	
歳 入 合 計			3,820	3,991	7,811	

2. 歳出の部

（単位：千円）

科 目			予 算 現 額			附 記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
1. 繰出金			0	400	400	
1. 繰出金			0	400	400	
1. 一般会計繰出金左岸			0	400	400	ストマネ事業負担金
2. 一般会計繰出金吉田			0	0	0	
2. 維持管理費			3,820	3,591	7,411	
1. 管理費			3,820	3,591	7,411	
1. 左岸幹線水門管理費			2,900	2,027	4,927	
2. 吉田堰水門管理費			920	1,564	2,484	
歳 出 合 計			3,820	3,991	7,811	

議案第6号

長野県神川沿岸土地改良区個人情報保護規程の全部改正（案）
について

長野県神川沿岸土地改良区個人情報保護規程の全部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

平成30年3月23日 提出
平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

長野県神川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県神川沿岸土地改良区の個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「個人情報保護ガイドライン」という。）2の定義及び3-5-1に従うものとする。

- 一 個人情報
- 二 要配慮個人情報
- 三 個人情報データベース等
- 四 個人データ
- 五 保有個人データ
- 六 本人
- 七 本人に通知
- 八 公表
- 九 本人の同意
- 十 提供
- 十一 本人が容易に知り得る状態

(一般原則)

第3条 本土地改良区は、本土地改良区が行う事務及び事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに法及び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）の規定を遵守するほか、個人情報保護ガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

(利用目的)

第4条 本土地改良区の保有する個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用する。

(利用目的による制限)

第5条 前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

2 前項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面により同意を得ることを原則とする。

3 第1項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人(法人を含む。以下同じ。)の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得の制限及び取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 本土地改良区は、定款第4条の事業の遂行に必要な場合に限り、個人情報を取得する。その場合、偽りその他不正の手段により又は偽りその他不正の手段により取得された個人情報の提供により個人情報を取得してはならない。また、要配慮個人情報を取得する場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合及び法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

2 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を

- 除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 3 契約書、アンケートなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、書面等により利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しないことがあるが、その場合は、前項の規定に基づいて、取得後、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 4 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本土地改良区の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの内容の正確性の確保)

- 第7条 本土地改良区は、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第25条の規定に基づき、組合員名簿又は土地原簿に記載した事項に変更が生じたときは、変更が生じた事項について遅滞なく修正するとともに、第4条に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において、取り扱う個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(保存期間等)

- 第8条 本土地改良区は、その取り扱う個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるものとし、当該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去するものとする。
- 2 前項に規定する保存期間は、本土地改良区が取り扱う個人情報データベース等を記載した一覧表にとりまとめるものとし、当該とりまとめは第12条に規定する個人情報保護管理者が行うものとする。

(安全管理措置)

- 第9条 本土地改良区は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以

下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講ずるものとする。また、当該安全管理措置を講ずるに当たっては、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 組織的安全管理措置 組織体制の整備、個人データの取扱いに係る規律に従った運用、個人データの取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等の事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しに関する措置

二 人的安全管理措置 従業者(土地改良区の組織内にあって直接又は間接に土地改良区の指導監督を受けて土地改良区の業務に従事している者をいい、役員及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対する個人データの取扱いの周知徹底と適切な教育に関する措置

三 物理的安全管理措置 個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄に関する措置

四 技術的安全管理措置 アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止に関する措置

2 前項の安全管理措置の具体的な手法については、別記のとおりとする。

(従業者の監督)

第10条 理事長は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 理事長は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、教育研修その他の措置を実施し、又は従業者が教育研修その他の措置を受けることができるよう措置するものとする。

3 前項に規定する教育研修その他の措置においては、従業者がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするための内容を含むものとする。

(委託先の監督)

第11条 本土地改良区が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理措置が適切に講じられるよう、委託を受けた者(以下「委託先」という。)に対する必要かつ

適切な監督を行うものとする。また、必要に応じて、委託先に対して、契約の内容が遵守されていることを確認するものとする。

- 2 前項前段に規定する必要かつ適切な監督に係る措置として、本土地改良区は、委託先の選定に当たり、委託先の安全管理措置が、法第20条及び個人情報保護ガイドラインで本土地改良区に求められるものと同等であることをあらかじめ確認するものとする。
- 3 委託契約等において、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 委託先の個人データの取扱いに関する事項
 - 二 委託先の秘密の保持に関する事項
 - 三 委託された個人データの再委託に関する事項
 - 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項
- 4 委託を受けた一の者と、個人データの取扱いについて複数の委託契約を締結する場合（締結する予定の場合を含む。）は、前項各号に規定する事項について、別途個人情報保護に係る安全管理措置等に関する契約を締結できるものとする。

（個人情報保護管理者等）

第12条 本土地改良区は、個人情報の適正な取扱いのため、個人情報保護管理者（本土地改良区の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。以下同じ。）を置くものとする。

- 2 本土地改良区の個人情報保護管理者は事務局長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の保護についての規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行うものとする。

（個人情報の保護に関する方針）

第13条 本土地改良区の個人情報の保護に関する方針は次のとおりとする。

- 一 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- 二 苦情処理に適切に取り組む。
- 三 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示す、又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする。
- 四 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託処理の透明化を進める。
- 五 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り具体的に明記する。
- 六 保有個人データについて本人から請求を受けた場合には、利用停止又は消

去に応じる。

- 2 前項に規定する個人情報の保護に関する方針は、第15条の規定により公表するものとする。

(第三者提供の制限及び共同利用)

第14条 本人の同意を得て本土地改良区が取り扱う個人データを第三者へ提供する場合は、当該同意は書面によるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供することがあるものとする。

- 一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 3 本土地改良区が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」には該当しないものとし、前2項の規定にかかわらず、当該個人データを提供することができる。

- 4 本土地改良区は、保有する個人データを法第23条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。ただし、土地改良区の賦課・徴収に関する事項を含む保有個人データについて共同利用する場合は、あらかじめ本人に通知するとともに、公表するものとし、本人から共同利用を行ってほしくない旨の申出があった場合は共同利用を行わないものとする。

また、共同利用に当たっては、共同利用する者との間で「個人情報の共同利用に関する協定書」の締結などの措置を講ずるものとする。

なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。

- 一 都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合との共同利用

- (一) 共同利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
- (二) 共同利用する者の範囲
長野県、長野県土地改良事業団体連合会及び信州うえだ農業協同組合
- (三) 共同利用する者の利用目的
県営かんがい排水事業により地域農業の振興を図るため
- (四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
長野県神川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

二 農地中間管理機構との共同利用

- (一) 共同利用する個人データの項目
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項
- (二) 共同利用する者の範囲
長野県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- (三) 共同利用する者の利用目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- (四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
長野県神川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 前2項については、次条の規定により公表するものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第15条 本土地改良区は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を記載した書面を事務所に備え、公表するものとする。

- 一 本土地改良区の名称
- 二 第4条に規定する利用目的
- 三 第13条第1項に規定する個人情報の保護に関する方針
- 四 前条第4項に規定する共同利用に関する事項
- 五 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続及び手数料
 - (一) 利用目的の通知の求め
 - (二) 開示の請求

(三) 内容の訂正、追加又は削除の請求

(四) 利用の停止又は消去の請求

(五) 第三者提供の停止の請求

六 第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

2 本土地改良区に対し、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第6条第5項第1号から第3号までに該当する場合

3 本土地改良区は、前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知するものとする。

4 第2項の場合に必要な手数料は、第21条に定めるところによるものとする。

(保有個人データの開示等)

第16条 本土地改良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求を受けたときは、本人に対し、書面を交付する方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 本土地改良区の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定により請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく当該決定をした旨及び当該決定をした理由を通知するものとする。

3 第1項の場合に必要な手数料は、第21条に定めるところによるものとする。

(保有個人データの訂正等)

第17条 本土地改良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの

内容に誤りがあり、事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

- 2 前項の規定により請求を受けた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第18条 本土地改良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去若しくは第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置を取るときは、この限りでない。

- 2 本土地改良区は、前項に規定する請求に対し、保有個人データの全部又は一部について、その請求に応じたとき、又はその請求に応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第19条 本土地改良区は、第15条第3項（保有個人データの利用目的の非通知に関する通知）、第16条第2項（保有個人データの不開示等に関する通知）、第17条第2項（保有個人データの訂正等に関する通知）又は前条第2項（保有個人データの利用停止等に関する通知）の規定により、本人から請求を受けた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の請求に応じる手続）

第20条 第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の求め）、第16条第1項（保有個人データの開示の請求）、第17条第1項（保有個人データの訂正等の請求）又は第18条第1項（保有個人データの利用停止等の請求）の規定による請求（以下この条において「開示等の請求」という。）を行う者は、開示等の請求を行う旨及びその内容を記載した書面を理事長へ提出する

とともに、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示等の請求をする者が本人である場合は、本人であることを示す書類
- 二 開示等の請求をする者が未成年者、成年被後見人の法定代理人若しくは開示等の請求をするにつき本人が委任した代理人である場合は、代理人であることを証する書類

(手数料)

- 第21条 第15条第2項(保有個人データの利用目的の通知の求め)及び第16条第1項(保有個人データの開示の請求)に規定する開示等に当たっては、必要に応じて手数料を徴収するものとし、当該手数料は別表のとおりとする。
- 2 前項に規定する手数料の納付は、現金支払又は振込によるものとする。ただし、送料については、郵便切手によることができるものとする。

(苦情の処理)

- 第22条 本土地改良区は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 2 前項の目的を達成するために、苦情の適切かつ迅速な処理は、個人情報保護管理者が担当するものとする。

(法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応)

- 第23条 本土地改良区は、本土地改良区が取り扱う個人情報(本土地改良区から委託を受けた者が取り扱うもの及び、本土地改良区が委託を受けて取り扱うものを含む。)について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対処を実施するものとする。
- 一 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
理事長に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
 - 二 事実調査、原因の究明
事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。
 - 三 影響範囲の特定
前号の規定で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。
 - 四 再発防止策の検討・実施
第2号の規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

五 影響を受ける可能性のある本人への連絡及び公表等

個人データの安全管理について法違反があった場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、事実関係、再発防止策等について、速やかに公表する。

六 関係行政機関への報告

次の事項に該当する場合には、事実関係及び再発防止策等について、直ちに、個人情報保護委員会に報告するものとする。

- (一) 土地改良区が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損
- (二) 上記事項のおそれ

なお、個人情報保護委員会に報告した場合には、その旨長野県及び関東農政局に報告する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記（第9条第2項関係）

※ 以下の安全管理措置については、個人情報保護ガイドラインを参考として、土地改良区において講じることができる措置を記載すること

<p>組織的安全管理措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局を個人情報取扱事務担当者（以下、事務担当者という。）とする 2 事務担当者は、個人データの「取得」「利用」「保存」「提供」「削除」「廃棄」又は委託処理等個人データの取扱う業務に従事する際、法令、個人情報保護ガイドライン、本規程及び個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払って業務を行う。 3 事務担当者は、本規程に基づく運用状況確認するため、以下の項目につき、記録簿を整備する。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報データベース等の利用・出力状況 ・個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況 ・個人情報データベース等の削除・廃棄の状況 4 事務担当者は、関係法令等、個人情報保護ガイドライン、本規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに個人情報保護管理者に報告する。
<p>人的安全管理措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する。 2 事務担当者は、個人情報保護管理者が主催する本規程を守るための教育を受けなければならない。
<p>物理的安全管理措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記録された書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 2 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する。 3 個人データが記載された書類等を廃棄する場合、焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段を採用する。

技術的安全管理措置	<p>1 個人情報データベース等への不要なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者は次のとおり限定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（例:機器名）及び（従業者） <p>2 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態にする。</p> <p>3 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定する。</p>
-----------	---

別表（第21条関係）

	書面の交付による場合	口頭・電話による場合	ファクシミリ・電子メールによる場合
第15条第2項 （利用目的の通知の求め）	20円及び送料	無料	20円
第16条第1項 （保有個人データ等の開示の請求）	用紙1枚につき20円及び送料	—	用紙1枚につき20円（注）

（注）ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示等の請求を行った者が同意した場合に限る。

議案第 7 号

県営かんがい排水事業「菅平地区」に係る小水力発電施設 整備事業の導入（案）について

現在進めている県営かんがい排水事業（菅平地区）に係る小水力発電施設の導入については、当初計画では、長野県企業局並びに上田市上下水道局との共同事業で実施することとされていたが、両事業者から補助金のない単独事業では採算性が低いとの試算から、当初計画どおり実施することが困難であるとの通知を受けたところである。

しかしながら、長野県神川沿岸土地改良区は、小水力発電事業において補助対象団体であり、収益が見込めること、また、その収益は将来の菅平ダムの浚渫（しゅんせつ）等維持管理費に投入可能なことから、当改良区単独での事業を実施したいので、総代会の議決を求める。

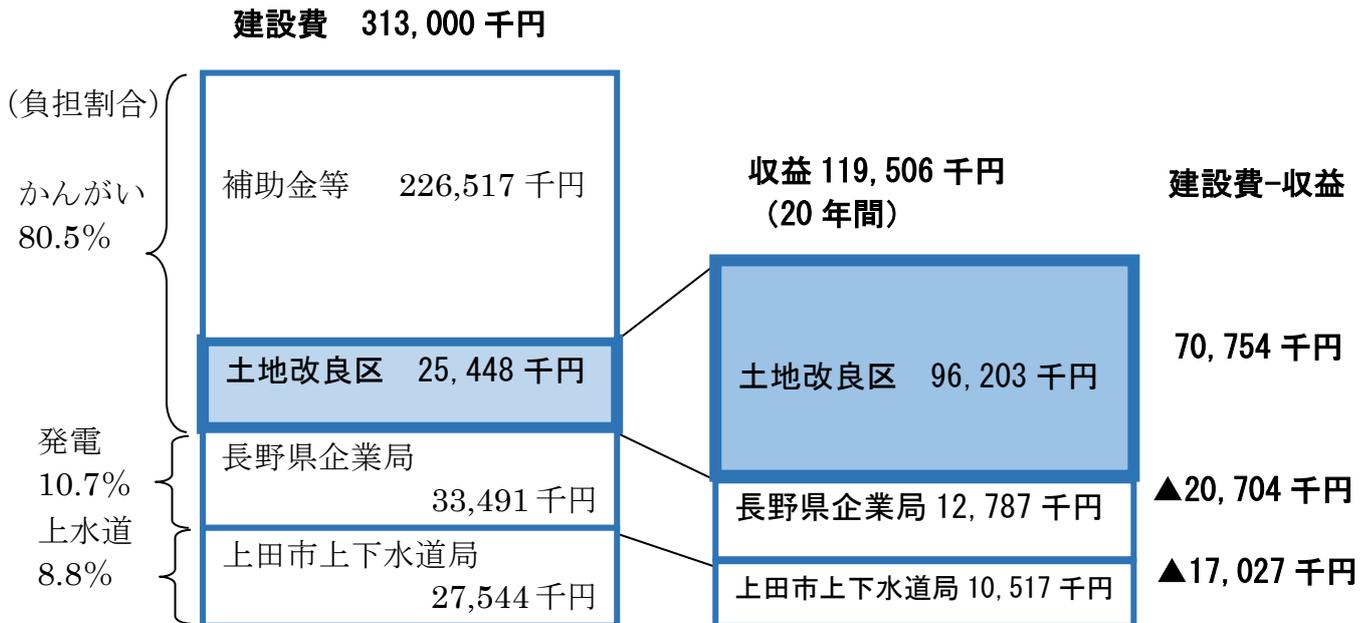
平成 3 0 年 3 月 2 3 日 提 出
平成 3 0 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

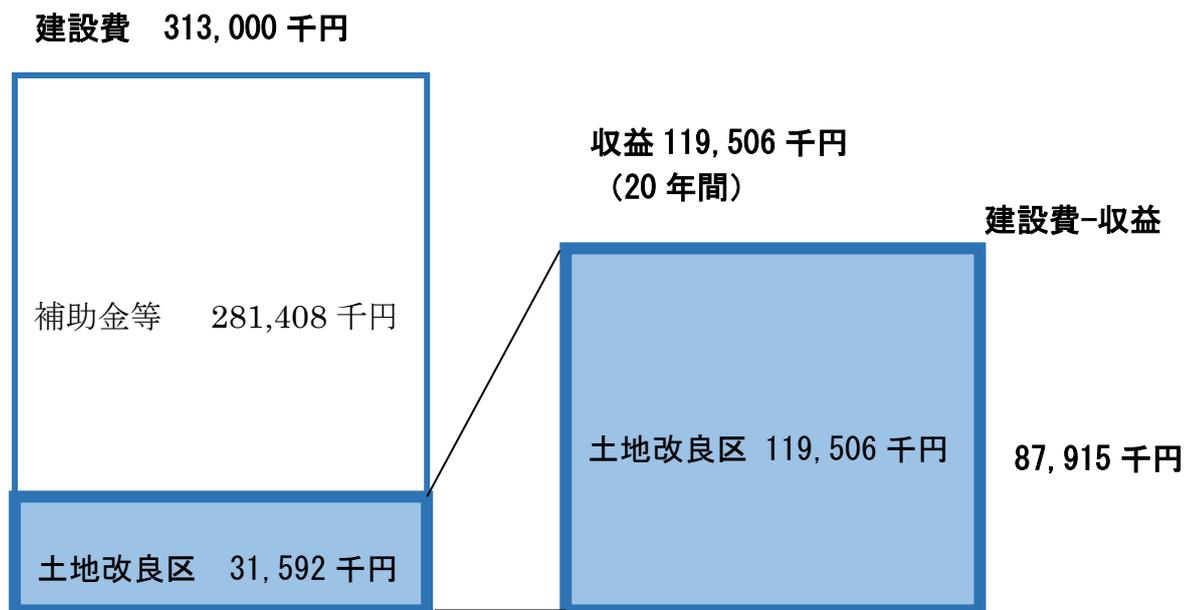
小水力発電の事業主体による収支比較（試算）

菅平ダムの改修に伴い実施を計画している小水力発電施設について、現在実施中の基本設計業務で、概算の建設費や発電量が算出されたため、FIT（固定価格買取制度）の契約単価により売電できる20年間で、どの程度の収支となるかを検討しました。

1 共同事業で行う場合（当初想定していた形）



2 土地改良区単独で行う場合



建設費：基本設計による建設費 313,000 千円 収益：売電収入－維持管理費－FIT 調整金

売電収入：年間 375,353kWh × FIT 単価 34 円/kWh ≒ 12,762 千円/年

維持管理費：5,000 千円/年 FIT 調整金 1,787 千円/年

※この他に土地改良区で借入を行った場合の償還金の利子等が必要となります。

議案第8号

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「神川左岸地区」に係る計画変更（案）について

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業「神川左岸地区」に係る計画を次のとおり変更したいので、議決を求める。

平成30年3月23日 提出
平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

記

県営基幹水利施設ストックマネジメント事業計画変更前変更後一覧表
(神川左岸地区)

項目	変更後	変更前	備考
総事業量	3,942m	3,557m	10.8%増
総事業費	685,000 千円	635,500 千円	7.8%増（事業量の増による）
工期	平成21年度～平成30年度	平成21年度～平成29年度	1年増

平成30年度 主な事業計画（案）について

平成30年度長野県神川沿岸土地改良区の主な事業計画を、次のとおり議決を求める。

平成30年3月23日 提出

平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市邦夫

平成30年度 主な事業

(単位：千円)

業務名	項目	事業費	財源内訳			備考
			国・県	市	改良区	
県営かんがい排水事業	菅平地区	462,070 (574,000)	国 231,035 県 184,397	上田市 19,335 東御市 8,648	18,655	() 内は 全体事業費
基幹水利施設ストックマネジメント事業	神川左岸地区	50,000	国 25,000 県 12,500	上田市 2,273 東御市 5,227	5,000	県営事業
農業基盤整備促進事業	新屋堰地区		国 県	上田市		国予算未定
土地改良施設維持管理適正化事業	堀越堰畑かん地区 (H28事業実施)	1,944 (32,400)	国 県	上田市 1,944 (9,720)	0	3年度
県単農業農村基盤整備事業	八幡秋和堰	2,350	県 940	市 1,175	235	水路改修工事
合 計		516,364	453,872	38,602	23,890	

平成30年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

平成30年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収の方法は、次のとおり議決を求める。

平成30年3月23日 提出

平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

記

1 賦課基準

(1) 経常賦課金10アール当たり 1,000円

(2) 特別賦課金10アール当たり

・ダム維持管理費 1,000円

・左岸幹線水路水門維持管理費 600円 ・吉田堰水門維持管理費 300円

(3) 償還金分特別賦課金 4,535千円

2 賦課基準日 平成30年4月1日

3 賦課徴収期限及び賦課金額

徴収期限

徴収金額

(1) 平成30年 7月 2日 25,980 千円 (経常費・ダム費・左岸水路費・吉田堰費)

(2) 平成31年 2月 1日 4,535 千円 (農林漁業資金特別賦課金)

計

30,515 千円

4 農林漁業資金・農業施設資金の償還金の内容 (平成30年2月16日現在)

(単位：円)

事業名	借入年度	借入金額	借入金残額	償還元金利息
県営ほ場整備事業和地区 (日本政策金融公庫)	平成5～ 10年	152,916,000	11,260,831	4,534,612
合 計		152,916,000	11,260,831	4,534,612

議案第 11 号

平成 30 年度 現金の預入先指定（案）について

平成 30 年度における、長野県神川沿岸土地改良区の現金の預入先を、次のとおり指定したいので議決を求める。

平成 30 年 3 月 23 日 提 出

平成 30 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

記

- 1 信州うえだ農業協同組合 本所
- 2 八十二銀行 上田支店
- 3 上田信用金庫 本店営業店
- 4 長野県信用組合 神科支店
- 5 ゆうちょ銀行

平成30年度 一般会計歳入歳出予算（案）について

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を
求める。

平成30年3月23日 提出

平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

歳入歳出総括表

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1. 組合費	30,515	33,247		2,732	償還金分特別賦課金 対前年2,731千円減
2. 補助金	12,443	27,046		14,603	長野県・上田市・東御市
3. 繰入金	23,656	6,500	17,156		農転特別会計
4. 雑収入	337	737		400	所有地賃借料他
5. 過年度収入	100	100			
6. 交付金	8,640	8,688		48	県企業局
7. 繰越金	6,551	6,418	133		
歳入合計	82,242	82,736		494	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1. 事務費	14,094	13,646	448		
2. 選挙費	6	6			
3. 事務所費	380	330	50		
4. 財産費	2,851	52	2,799		水門維持管理積立繰出金
5. 区債及び借入金	4,535	7,267		2,732	
6. 負担金及び分担金	30,982	25,229	5,753		県営かんがい排水事業他
7. 維持管理費	27,941	34,793		6,852	ダム管理費負担金他
8. 諸支出金	453	413	40		
9. 予備費	1,000	1,000			
歳出合計	82,242	82,736		494	

一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 説 明 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
1. 組合費		30,515	33,247		2,732	
1. 賦課金		30,515	33,247		2,732	
1. 経常賦課金		11,670	11,710		40	
2. 特別賦課金		18,845	21,537		2,692	ダム費 11,111千円 吉田堰水門管理費 804千円 左岸水門管理費 2,395千円 償還金負担金 4,535千円 (" 昨年 7,267千円)
2. 補助金		12,443	27,046		14,603	
1. 補助金		12,443	27,046		14,603	
1. 県補助金		940	6,500		5,560	県単農業農村基盤整備事業
2. 市経常補助金		3,157	3,157			上田市 2,037千円 東御市 1,120千円
3. 市事業補助金		8,346	17,389		9,043	上田市 3,119千円 東御市 5,227千円 (ストマネ分)
3. 繰入金		23,656	6,500	17,156		
1. 繰入金		23,656	6,500	17,156		
1. 農地転用決済金 会計繰入金		18,655	6,500	12,155		県営菅平ダムかんばい事業
2. 左岸幹線水路管理 組合繰入金		5,000	0	5,000		左岸幹線水路ストマネ事業
3. 吉田堰管理組合 繰入金		1	0	1		
4. 雑収入		337	737		400	
1. 雑収入		337	737		400	
1. 加入金		1	1			
2. 預金利子		1	1			
3. 賦課金督促手数料 及び延滞金		50	50			
4. その他収入		285	685		400	賃借料等
5. 過年度収入		100	100			
1. 未収賦課金		100	100			過年度未収金
1. 未収賦課金		100	100			
6. 交付金		8,640	8,688		48	
1. 県交付金		8,640	8,688		48	長野県企業局
1. 水門管理交付金		8,640	8,688		48	
7. 繰越金		6,551	6,418	133		
1. 繰越金		6,551	6,418	133		
歳 入 合 計		82,242	82,736		494	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1. 事務費		14,094	13,646	448		
1. 事務費		12,276	11,626	650		
	1. 役員報酬	1,070	1,060	10		理事・監事15人
	2. 給与及び賃金	6,550	6,550			職員3人他
	3. 旅 費	50	50			理事長・職員3人
	4. 諸手当	1,170	1,170			職員3人
	5. 総代手当	486	486			総代81人
	6. 実費弁償費	650	450	200		理事・監事・堰組合長・滞納整理
	7. 備品費	600	210	390		パソコン周辺機器 書類収納ラック
	8. 消耗品費	150	100	50		事務用品 公用車タイヤ交換
	9. 印刷費	350	350			区報・封筒
	10. 通信運搬費	300	300			通知書・区報・電話等
	11. 理事長交際費	60	60			慶弔費
	12. 役員会議費	50	50			
	13. 食糧費	20	20			
	14. 情報宣伝費	20	20			
	15. 研修及び厚生費	50	50			
	16. 委託料	300	300			賦課・会計システム保守
	17. 雑費	350	350			コピー機リース料他
	18. 燃料費	50	50			公用車ガソリン代
2. 諸 費		1,320	1,320			
	1. 年金及び保険料	1,320	1,320			職員3人 賠償、損害保険料 公用車
3. 総代会費		498	700		202	
	1. 会議費	5	5			
	2. 実費弁償費	203	405		202	総代81人×@2,500円×1回
	3. 消耗品費	20	20			
	4. 印刷費	200	200			総代会資料
	5. 通信運搬費	50	50			資料送付
	6. 雑 費	20	20			

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
2.	選挙費	6	6			
	1. 総代選挙費	6	6			
	1. 報酬	1	1			投票管理者 選挙長 立会人
	2. 職員手当	1	1			投・開票所事務従事者外
	3. 旅 費	1	1			
	4. 需用費	1	1			消耗品 印刷製本費
	5. 役務費	1	1			通信運搬費
	6. 使用料及び賃借料	1	1			会場使用料
3.	事務所費	380	330	50		
	1. 管理費	380	330	50		
	1. 賃借料	10	10			
	2. 修繕料	120	120			
	3. 光熱費	250	200	50		事務所経費負担金
4.	財産費	2,851	52	2,799		
	1. 退職給与金繰出金	50	50			
	1. 退職給与金繰出金	50	50			
	2. 維持管理費繰出金	2,800	2	2,798		
	1. 左岸幹線繰出金	2,100	1	2,099		
	2. 吉田堰繰出金	700	1	699		
	3 転用決済金繰出金	1	0	1		
	1. 転用決済金繰出金	1	0	1		
5.	区債及び借入金	4,535	7,267		2,732	
	1. 農林漁業資金	4,535	7,267		2,732	東部畑総
	1. 和地区 借入金元利償還金	4,535	7,267		2,732	日本政策金融公庫
6.	負担金及び分担金	30,982	25,229	5,753		
	1. 負担金	100	100			
	1. 諸負担金	100	100			保険協会3 損保27 土連40
	2. 分担金	30,882	25,129	5,753		
	1. 事業分担金	30,882	25,129	5,753		県管かんがい排水事業他

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
7. 維持管理費		27,941	34,793		6,852	
1. 管理費		25,941	29,123		3,182	
	1. 菅平ダム 管理費負担金	12,771	12,673	98		県企業局
	2. 水門管理費	4,020	4,040		20	各堰組合交付金
	3. 水路等補修費	3,000	3,000			
	4. 管理指導事業拠出金	0	0			
	5. 工事請負費	6,000	9,280		3,280	八幡秋和他
	6. 消耗品費	120	100	20		
	7. 役務費	30	30			
2. 委託料		2,000	5,670		3,670	
	1. 委託料	2,000	5,670		3,670	土地改良事業設計等委託料
8. 諸支出金		453	413	40		
1. 手数料		250	210	40		
	1. 賦課金徴収手数料	250	210	40		総代 賦課金通知書配付手数料他
2. 雑支出金		203	203			
	1. 事業推進費	100	100			理事・監事外打合せ会
	2. 賦課金徴収促進費	63	63			
	3. 雑支出	40	40			
9. 予備費		1,000	1,000			
	1. 予備費	1,000	1,000			
	1. 予備費	1,000	1,000			
歳 出 合 計		82,242	82,736		494	

議案第13号

平成30年度 農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区農地転用決済金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

平成30年3月23日 提出

平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 予 算 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
	1. 決済金	1,000	1,000			
	1. 決済金	1,000	1,000			
	1. 農地転用決済金	1,000	1,000			
	2. 繰入金	1	0	1		
	1. 繰入金	1	0	1		
	1. 一般会計繰入金	1	0	1		
	3. 雑収入	10	30		20	
	1. 雑収入	10	30		20	
	1. 預金利子他	10	30		20	
	4. 繰越金	63,505	70,000		6,495	
	1. 繰越金	63,505	70,000		6,495	
	1. 前年度繰越金	63,505	70,000		6,495	
	歳 入 合 計	64,516	71,030		6,514	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
	1. 繰出金	18,655	6,500	12,155		
	1. 繰出金	18,655	6,500	12,155		
	1. 一般会計繰出金	18,655	6,500	12,155		県営かんがい排水事業改良区負担分
	2. 予備費	45,861	64,530		18,669	
	1. 予備費	45,861	64,530		18,669	
	1. 予備費	45,861	64,530		18,669	
	歳 出 合 計	64,516	71,030		6,514	

平成30年度 職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

平成30年3月23日 提出
平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 予 算 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
	1. 繰入金	50	50			
	1. 繰入金	50	50			
	1. 一般会計繰入金	50	50			
	2. 繰越金	600	550	50		
	1. 繰越金	600	550	50		
	1. 前年度繰越金	600	550	50		
	歳 入 合 計	650	600	50		

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
	1. 退職給与金	650	600	50		
	1. 退職給与金	650	600	50		
	1. 職員退職給与金	650	600	50		
	歳 出 合 計	650	600	50		

平成30年度 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金
特別会計歳入歳出予算（案）について

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

平成30年3月23日 提出
平成30年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 予 算 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1. 繰入金		2,800	2,320	480		
1. 繰入金		2,800	2,320	480		
	1. 一般会計繰入金左岸	2,100	1,800	300		左岸幹線水路
	2. 一般会計繰入金吉田	700	520	180		吉田堰
2. 繰越金		7,413	1,500	5,913		
1. 繰越金		7,413	1,500	5,913		
	1. 前年度繰越金 左岸	4,928	1,100	3,828		左岸幹線水路
	2. 前年度繰越金 吉田	2,485	400	2,085		吉田堰
歳 入 合 計		10,213	3,820	6,393		

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1. 繰出金		5,001	0	5,001		
1. 繰出金		5,001	0	5,001		
	1. 一般会計繰出金左岸	5,000	0	5,000		ストマネ事業負担金
	2. 一般会計繰出金吉田	1	0	1		
2. 維持管理費		5,212	3,820	1,392		
1. 管理費		5,212	3,820	1,392		
	1. 左岸幹線水門管理費	2,028	2,900		872	左岸水路運営協議会
	2. 吉田堰水門管理費	3,184	920	2,264		吉田堰管理組合
歳 出 合 計		10,213	3,820	6,393		

